

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

令和3年1月号です。昨年来取り上げてきた不当要求に対する「具体的な対応要領」についての説明も今回で終了となります。今月号では、「警察への通報」について説明させていただきますが、一般的に「警察沙汰になれば大変だ。」という考え方から、警察に通報するのが遅くなる傾向があります。暴行や脅迫行為が懸念される時には積極的に相談すべきです。

さて、当県民会議では、令和3年も各種事業を推進してまいりますので、どうか変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

## 具体的な対応要領(その7～警察への通報・Q&A)

### 1 具体的な対応要領 (7) 警察への通報

○ 相手方から暴行や脅迫等法律違反の行為があれば躊躇することなく警察に通報すべき。

Q 犯罪がなければ通報できないのでは？

A 刑事事件にならなくても警察に通報し、警察官が現場臨場することはおかしいことではない。

相手方が悪質クレマーで暴行や脅迫行為が懸念される場合は、警察が臨場して、犯罪を未然に防止することができると思われる。

Q 事件が発生しなければ通報できないのでは？

A 相手方が悪質クレマーであれば、刑事事件になるか否かにかかわらず、事前に警察に相談するべきである。特に相手方が暴力団等の反社会的勢力であると疑われる事案では、事前の警察相談や臨場依頼等は必要な措置である。

Q 問題が外部に伝わるのが不安だが

A 被害届提出や弁護士への依頼等を躊躇するかもしれないが、不当要求への対応は通常業務へ及ぼす影響が多いためである場合が多いので、外部へ救いを求めることを躊躇すべきではない。

### < 暴追 ～ 各県の相談事例 ～ >

#### ○ 暴力団事務所の立ち退きについて

県内の会社役員から、「市内の物件を父親の代に契約して貸していたが、そこは暴力団事務所として使われており、家賃の支払いも滞っているので立ち退きをさせたい。」旨の相談を受けた。

～ 三者協定に基づき、物件の明渡しと未払い金の請求について裁判所に提訴、和解成立。

#### ○ 暴力団離脱者の社会復帰支援

相談者は、暴力団組織からの離脱を決意し、脱退表明書を提出したが生活困窮に陥ることを心配し、警察に就労相談をした。

～ 警察と連携し、就労面接等を経て、離脱社会復帰対策協議会の協力のもと、社会復帰の支援を行い、就労に至った。

